

公募型プロポーザル方式評価要領

業務名：天草戦国ミュージアム開館プロモーション等業務

天 草 市

技術提案書提出者の選定および技術提案書の評価は、本要領に基づいて評価を行う。

I 技術提案書提出者の選定（第一次審査）

1. 留意事項

次の項目に該当する場合には、審査会へ報告する。

【事業者について】

- (1) 指名停止を受けている期間中である場合。
- (2) 管理技術者および現場技術員が提出者の組織に属していない場合。
- (3) 管理技術者又は現場技術員が、他と兼任している場合。
- (4) 協力事務所が、他の事務所の協力事務所となっている場合。
- (5) 協力事務所が、指名停止を受けている期間中である場合。
- (6) その他、設定した条件を満たしていない場合。

2. 選定方法

- (1) 技術提案書の提出者の選定は、本要領に基づいて参加表明書の評価を行う。
- (2) 各評価項目は、「3. 評価基準」により行い、評価点数の計算は、配点×評価係数とする。
- (3) 「経験および能力」と「業務への取組体制等」の点数を合わせた合計点（100点満点）の結果をもって、審査会の審議により技術提案書提出要請者を4者程度選定する。

3. 評価基準

(1) 経験および能力

次の業務実績については、事務局にて審査を行い、審査委員へ審査結果を提出する。

【事業者について】

- (1) 平成27年4月以降の業務実績の有無（様式第10号）
事業者について、過去の実績を次の方針により評価する。

①実績業務

評価項目	評価事項	評価係数
業務内容	同種業務の場合	1.0
	類似業務の場合	0.4

②実績の評価

事業者に求める実績の①×件数(1件あたり最大5点)を算出し、出た点数を25点満点で評価点数とする。

【担当者について】

- (1) 平成 27 年 4 月以降の経験者の配置の有無（様式第 10 号・様式第 11 号）

配置予定技術者について、過去の実績を次の方法により評価する。

① 実績業務

評価項目	評価事項	評価係数
業務内容	令和 5～7 年度 に経験を持つ者	1.0
	令和元～4 年度 に経験を持つ者	0.6
	平成 27～30 年度 に経験を持つ者	0.4
	未経験の場合	0.2

② 実績の評価

配置予定技術者の内、管理技術者及び現場技術員の①の平均値×25 で算出した点数を評価点数とする。なお、様式第 10 号で確認できない事項は未経験として取り扱う。

(2) 「業務への取組体制等」の評価（様式第 2 号）

- ① 提案者より提出された「業務への取組体制等（取組体制、特に配慮する事項等）」を総合的に判断するものとし、評価のための判断基準は、下表のとおりとする。
- ② 提出された「業務への取組体制等（取組体制、特に配慮する事項等）」の事前評価を各委員にて行う。
- ③ ②において事前審査した結果を基に、第 2 回審査会において各委員の視点からの意見交換を行い、それらの意見を踏まえ改めて下表の判断基準を基に評価を行う。

判断基準		配点
A	適確な考え方を示しており、さらに積極的に取組む姿勢が見られ、今後の提案内容に期待がもてる	50
B	積極的に取組む姿勢が見られ、今後の提案内容に期待がもてる	40
C	一般的な記述しかされていないが、今後の提案内容に期待がもてる	30
D	一般的な記述しかされておらず、今後の提案内容にも期待がもてない	20

- ④ ③の各委員の評価点数は、各委員の点数を合算し、平均した点数を各者の評価点数とする。

II 技術提案書の特定（第二次審査）

1. 特定方法

- (1) 技術提案書の特定は、本要領に基づいて技術提案書の評価を行い、委員の意見交換を経て「2. 評価基準」による評価の結果（200点満点）と1次審査の結果（100点満点）を合わせ（合計300点満点）、評価の高い者から順に最優秀者および優秀者を各1者特定する。
- (2) 各評価項目は、「2. 評価基準」により行う。評価点数は、各委員の点数を算出し、その点数を合算し、平均した点数を各者の評価点数とする。
- (3) 評価の結果、点数が同点の場合には、評価方法等も含み、委員による協議のうえ、最優秀者および優秀者を特定する。

2. 評価基準

- ① 提出された「技術提案書」の事前評価を各委員にて行う。
- ② ヒアリング時には、「明確な応答、考えが感じられるか」、「提案者の熱意が感じられるか」も含め、各評価項目の評価を行う。
- ③ 事前審査した結果およびヒアリングの印象も含めた各委員の意見を基に、各委員の視点からの意見交換を行い、それらの意見を踏まえ改めて各者の評価を行う。
- ④ ヒアリングに出席しない場合は受注意思がないものとみなし、原則として特定しない。ただし、やむを得ない理由で出席できないと判断される場合、出席できない旨およびその理由の書面での提出を認め、その理由が妥当であると判断される場合は欠格とはしない。ただし、この場合の評価は審査会にて協議のうえ決定する。

(1) 技術提案内容

提出された技術提案書、ヒアリングの内容をふまえ、評価項目について審査委員の総合的判断により評価を行う。

(1) 技術提案内容（様式第6号）

提出された技術提案書、ヒアリングの内容をふまえ、評価項目について審査委員の総合的判断により評価を行う。

評価項目	判断基準
課題についての提案	課題について、その適格性（与条件との整合性が取れているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に判断する。 課題1〔80点〕 課題2〔80点〕 課題3〔40点〕

(2) 課題についての提案の評価と特定

技術提案書の記載内容およびヒアリングの実施により、委員全員が「不十分」と評価した項目がある者は特定しない。

(3) ヒアリング対象者が 1 者の場合

- 1) 審査会の判断により、非特定となる場合がある。
- 2) 審査会の判断により、追加でヒアリングを実施する（1週間後程度で予定）場合がある。実施の場合は、速やかに通知する。